

司法院釈字第 457 号（1998 年 6 月 12 日）*

争 点

退輔会の房舎土地処理要點において嫁に出た子が相続することを禁ずることは違憲か。

（退輔會之房舍土地處理要點，禁出嫁女繼承之規定違憲？）

キーワード

配耕、退役軍人、男女平等の原則（男女平等原則）、相続の権利（繼承之權利）、性差別

解釈文：中華民国人民は、男女の分別なく、法律上には一律に平等である；国家は両性の地位にかかる実質的な平等を促進すべきとすることは、憲法第七条と憲法増修条文第十条第六項に明文で定められている。国家機関は公の行政任務を遂行するために、私法のかたちでの行為であれ、前掲した憲法の規定を順守すべきである。行政院国軍退役除官兵輔導委員会が発布した「本委員会の各農場の家族を持つ職員に関する医療を受ける、公の扶養を受けるまたは死亡

により空席になった後の房舎土地の処理要點」という命令は、もともと退役軍人及びその遺族の生活の面倒を見るために設置されたものであり、そして国有農場の土地を耕作するための配分（=配耕）は、退役軍人に対する特殊な優遇措置であり、それは一般国民が取得する権利または法律上の利益とは異なるものである。配耕を受けた退役軍人と国家との間には、使用貸借の法律関係が成立するのである。配耕を受けた退役軍人の死亡により貸借を目的とする使用が

*翻訳者：吳 煙宗・吳 厚子

終了するときには、主務官庁は本来、国家資源の合理的運用が得られるため、契約を解除して耕地を回収すべきである。主務官庁はもしも遺族の面倒を見るという特別な目的のために、もともと配分を受けた房舎及び土地を引き続き使用させるのであらば、遺族の範囲は子に及ぶべきか否か、そしてその生計能力、耕作能力を酌量しそのうえで、確実に補助を継続する必要があるか否かにおいては、男女平等の原則により妥当に企画されるべきである。前掲した房舎土地の処理要点の第四点第三項は、

「死亡した職員の妻がもしも他人と再婚しました子供がない、あるいは娘のみがいる場合は、その娘が嫁に出た後は無条件で土地および房舎のすべてを回収すべきであり、もしも息子がいるならば息子がその権利を相続することを許可すべし」と定め、その中の規定は退役軍人の息子に限り、むろん結婚しているか否かにかかわらず、すべてがそのいわゆる相続の権利を承認しており、これは前述の原則とは合致せぬものである。主務官庁は本解釈の公布日から六ヶ月

以内に、前掲した解釈の趣旨に基づき、関連規定を検討し、妥当な扱いをしなければならない。

解釈理由書：中華民国人民は、男女の分別なく、法律上には一律に平等である；国家は両性の地位にかかる実質的な平等を促進すべきとすることは、憲法第七条と憲法増修条文第十条第六項には明文で定められている。国家機関は命令を定め、私法のかたちでの行為でも、前掲した憲法の規定を順守すべきである。行政院国軍退役除官兵輔導委員会が中華民国六九（1980）年七月十一日に発布した「本委員会の各農場の家族を持つ職員が医療を受ける、公の扶養を受けるまたは死亡により空席になる後の房舎土地の処理要点」という命令は、國家が政府を台湾に移転した初期において客観的環境の需要に応じるため、国軍の退役除官兵を安置し、これらの家族を持つ退役軍人の生活の面倒を見るために、行政院国軍退役除官兵輔導委員会を通じてその經營する国有農場の耕地を耕作のために退役軍人に配分すること（=配

耕)は、退役軍人にに対する特殊な優遇措置であり、それは一般国民が取得する権利または法律上の利益とは異なるものである。配耕を受けた退役軍人と国家との間には、使用貸借の法律関係が成立するのである。使用貸借は無償契約であり、貸出人と借用人との間の特定関係に属する。配耕を受けた退役軍人が死亡または貸借を目的とする使用が終了するときには、主務官庁は本来、国家資源の合理的運用が得られるため、契約を解除して耕地を回収すべきである。主務官庁はもしも遺族の面倒を見るという特別な目的のために、もともと配分を受けた房舎及び土地を引き続き使用させるのであらば、遺族の範囲は子に及ぶべきか否か、そしてその生計能力、耕作能力を酌量しそのうえで、確実に補助を継続する必要があるか否かにおいては、法律上の同様な身分地位を有する者が同等な面倒を見られるように、男女平等の原則により妥当に企画されるべきである。前掲した房舎土地の処理要點の第四点第三項は、「死亡した職員の妻がもしも他人と再婚してま

た子どももいない、あるいは娘のみがいる場合は、その娘が嫁に出た後は無条件で土地および房舎のすべてを回収すべきであり、もしも息子がいるならば息子がその権利を相続することを許可すべし」、その中の規定は退役軍人の息子に限り、生計能力および補助の必要性の有無を無視し、また結婚しているか否かを問わずに、すべてがその権利を相続することができる。農場耕地の配耕が相続の標的となるか否かはともかく、思わぬに性別及び既婚か否かということで特定な女性に差別の処遇を与えるのは、男女平等の原則とは合致せぬものである。主務官庁は本解釈の公布日から六ヶ月以内に、前掲した解釈の趣旨に基づき、関連規定を検討し、妥当な扱いをしなければならない。